

平成30年度 個人情報保護制度の運用状況

1 個人情報取扱事務の届出状況

個人情報を取り扱う事務の実施機関別の届出状況は、表1のとおりです。

表1

(単位：件)

実施機関		届出件数			現在数
		開始	変更	廃止	
市 長	会 計 室	2	0	0	4
	市 長 室	0	0	0	12
	総 務 企 画 局	0	0	0	6
	財 政 局	0	1	0	25
	市 民 局	4	7	0	63
	こ ども 未 来 局	11	15	1	82
	保 健 福 祉 局	4	49	2	195
	環 境 局	2	2	0	55
	経 済 観 光 文 化 局	1	1	3	30
	農 林 水 産 局	0	4	0	30
	住 宅 都 市 局	8	6	0	93
	道 路 下 水 道 局	0	1	0	46
	港 湾 空 港 局	0	0	1	17
	区 役 所	0	0	0	6
	小 計	32	86	7	664
議 長	0	0	0	2	
教 育 委 員 会	2	3	1	48	
選挙管理委員会(市・各区)	7	0	0	73	
人 事 委 員 会	0	0	0	0	
監 査 委 員	0	0	0	1	
農 業 委 員 会	0	1	0	4	
固定資産評価審査委員会	0	0	0	1	
公営企業 管 理 者	水 道 局	1	7	0	14
	交 通 局	1	0	0	7
消防長	消 防 局	5	6	0	35
地方独立行政法人福岡市立病院機構		0	0	0	1
福 岡 市 住 宅 供 給 公 社		0	1	0	6
福 岡 市 土 地 開 発 公 社		0	0	0	2
合 計		48	104	8	858

備考 現在数とは、平成31年3月31日現在の取扱件数をいう。

2 保有個人情報の開示の請求等の状況

(1) 保有個人情報の開示の請求

保有個人情報開示の請求件数とその処理状況は、**表2**のとおりです。

表2

(単位：件)

年度	請求件数	処 理 状 況								
		開 示	一部 開示	非 開 示			却下	期間 延長	期限の 特例	取下げ
				非開示 情 報	不 存 在	存 否 応 答 拒 否				
29	409	165	150	0	93	1	2	24	0	23
30	357	131	150	2	77	5	0	23	0	11

備考

1件の請求で複数の決定をしているものがあるため、請求件数と処理状況の件数の合計は一致しません。

(2) 保有個人情報の訂正の請求

保有個人情報訂正の請求件数とその処理状況は、**表3**のとおりです。

表3

(単位：件)

年度	請求件数	処 理 状 況				
		訂正	一部訂正	訂正拒否	却下	取下げ
29	1	0	0	1	0	0
30	3	0	0	3	0	0

(3) 保有個人情報の利用停止の請求

保有個人情報利用停止の請求件数とその処理状況は、**表4**のとおりです。

表4

(単位：件)

年度	請求件数	処 理 状 況					
		利用の停止	消去	提供の停止	利用停止拒否	却下	取下げ
29	1	0	0	0	0	1	0
30	0	0	0	0	0	0	0

3 実施機関別の保有個人情報の開示の請求件数及びその処理状況

実施機関別の請求件数は、表5のとおりです。

表5

(単位：件)

実施機関		請求件数		処 理 状 況						
		29	30	開示	一部 開示	非 開 示			却下	取下 げ
						非開示 情報	不存 在	存否 応答 拒否		
市 長	会 計 室	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	市 長 室	0	4	4	0	0	1	0	0	0
	総務企画局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	財 政 局	9	8	7	0	0	1	0	0	0
	市 民 局	6	6	4	1	0	1	0	0	0
	こども未来局	6	5	1	3	1	0	1	0	0
	保健福祉局	12	29	24	2	0	3	1	0	1
	環 境 局	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	経済観光文化局	0	1	0	1	0	0	0	0	0
	農林水産局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	住宅都市局	12	5	5	0	0	0	0	0	0
	道路下水道局	5	7	1	3	0	3	0	0	0
	港湾空港局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区 役 所	322	260	73	123	0	68	3	0	8
小 計	373	325	119	133	1	77	5	0	9	
議 長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
教 育 委 員 会	6	8	1	7	0	0	0	0	0	
選 挙 管 理 委 員 会	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
人 事 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
農 業 委 員 会	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
公 営 企 業 管 理 者	水道局	4	0	0	0	0	0	0	0	
	交通局	2	1	0	1	0	0	0	0	
消 防 長	22	20	10	8	1	0	0	0	1	
地方独立行政法人 福岡市立病院機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
福岡市住宅供給公社	0	3	1	1	0	0	0	0	1	
福岡市土地開発公社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
市 長 以 外 小 計	36	32	12	17	1	0	0	0	2	
合 計	409	357	131	150	2	77	5	0	11	

備考

1件の請求で複数の決定をしているものがあるため、請求件数と処理状況の件数の合計は一致しません。

4 保有個人情報の複写の状況及びその費用の徴収状況

保有個人情報の複写の状況及びその費用の徴収状況は表6のとおりです。

表6

区 分		29年度		30年度	
		数 量	金 額	数 量	金 額
用紙	モノクロ	3,159枚	31,590円	3,010枚	30,100円
	カラー	169枚	5,070円	130枚	3,900円
写真フィルム (印画紙に印画したもの)		0枚	0円	0枚	0円
スライド (印画紙に印画したもの)		0枚	0円	0枚	0円
CD-R		0枚	0円	0枚	0円
DVD-R		0枚	0円	0枚	0円
録音カセットテープ		0巻	0円	0巻	0円
ビデオカセットテープ		0巻	0円	0巻	0円
総 計		36,660円		34,000円	

備考

用紙に複写する場合 モノクロ1枚(片面)10円, カラー1枚(片面)30円,
写真フィルム1枚30円, スライド1枚80円,
CD-R1枚70円, DVD-R1枚120円, 録音カセットテープ1巻170円,
ビデオカセットテープ1巻170円。

5 不服申立ての件数及びその処理状況

保有個人情報の開示, 訂正又は利用停止の請求に対する実施機関の決定や, 不作為について不服がある者は, 行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができます。

平成30年度の不服申立ての件数とその処理状況は, 表7のとおりです。

表7

(単位: 件)

区 分	件数	処 理 状 況						
		認容	一部認容	棄却	却下	取下げ	継続審議	審議済 未決定
平成30年度	8	1	0	1	0	0	5	1

6 個人情報保護審議会への諮問等の状況

個人情報保護審議会は、

- ① 個人情報の取扱いについて意見を述べ、
- ② 必要に応じて保有個人情報の維持管理に関する措置について報告を求め、及び意見を述べ、
- ③ 諮問された審査請求事案について審議し、
- ④ 個人情報保護制度の運用に関する重要事項について、諮問に応じて答申し、及び建議することができます。

【福岡市個人情報保護条例第56条第2項】

③について、

平成30年度及び過年度分の不服申立てで、平成30年度に審議会で処理したもの等の概要は表8のとおりです。

表8

諮問の概要 (諮問第113号)	③不服申立て事案についての諮問 「亡母の霊園利用に係る承継申請関係書類に記載された個人情報」の開示請求
実施機関	福岡市長（住宅都市局みどりのまち推進部みどり運営課）
決定年月日	平成28年5月18日
非開示理由	一部開示決定 第20条第2号 ・開示請求に係る保有個人情報の中に、本人以外の第三者（個人）の情報が含まれており、第三者にかかわる情報を本人に開示することにより、当該第三者の権利利益が損なわれるおそれがあるため。 非開示決定 ・経緯を記録した書類が存在しないため。
不服申立て年月日	平成28年8月1日
諮問年月日	平成28年8月26日
答申年月日	平成30年5月11日
答申内容	実施機関が行った一部開示決定処分及び非開示決定処分は妥当である。
裁決年月日	平成30年6月4日
裁決内容	棄却

諮 問 の 概 要 (諮問第115号)	③不服申立て事案についての諮問
	「霊園利用に係る一切の書類に記載された個人情報」の開示請求
実 施 機 関	福岡市長（住宅都市局みどりのまち推進部みどり運営課）
決 定 年 月 日	平成28年7月13日
非 開 示 理 由	一部開示決定 第20条第2号 ・開示請求に係る保有個人情報の中に、本人以外の第三者（個人）の情報が含まれており、第三者に関する情報を本人に開示することにより、当該第三者の権利利益が損なわれるおそれがあるため。 非開示決定 ・文書保存年限（5年）の経過により、破棄済であるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成28年9月27日
諮 問 年 月 日	平成28年10月18日
答 申 年 月 日	平成30年5月11日
答 申 内 容	実施機関が行った一部開示決定処分及び非開示決定処分は妥当である。
裁 決 年 月 日	平成30年6月4日
裁 決 内 容	棄却

諮 問 の 概 要 (諮問第118号)	③不服申立て事案についての諮問
	「保険年金課が有する請求者に関する福岡市国民健康保険に係る情報の一切に記載された個人情報」の開示請求
実 施 機 関	福岡市長（中央区市民部保険年金課）
決 定 年 月 日	平成28年10月24日
非 開 示 理 由	第20条第2号，第3号，第6号 ・請求者以外の個人情報が含まれるため。 ・法人たるシステム開発業者が保有する事業情報が含まれているため。 ・福岡市の徴収方針を被保険者に明らかにすることになり，円滑な徴収業務に支障を来たす高い蓋然性があるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成28年12月5日
諮 問 年 月 日	平成28年12月28日
答 申 年 月 日	平成31年2月18日
答 申 内 容	実施機関が行った一部開示決定処分について，実施機関がなお非開示とすべきとしている部分のうち，福岡市個人情報保護条例第20条第3号に該当し，非開示としている部分は，開示することが妥当である。
裁 決 年 月 日	平成31年3月6日
裁 決 内 容	一部認容

諮 問 の 概 要 (諮問第123号)	③不服申立て事案についての諮問
	「不正手続に係る告発等の書類に記載された個人情報」の開示請求
実 施 機 関	福岡市長（東区市民部市民課）
決 定 年 月 日	平成29年2月13日
却 下 理 由	第70条第2項 ・開示請求に係る保有個人情報は、開示請求等の適用対象外であるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成29年2月20日
諮 問 年 月 日	平成29年4月4日
答 申 年 月 日	平成30年8月7日
答 申 内 容	実施機関が行った却下決定処分は妥当である。
裁 決 年 月 日	平成30年8月16日
裁 決 内 容	棄却

諮 問 の 概 要 (諮問第124号)	③不服申立て事案についての諮問
	「勤務成績評定票に記載された個人情報」の開示請求
実 施 機 関	福岡市長（総務企画局人事部人事課）
決 定 年 月 日	平成29年7月6日
非 開 示 理 由	第20条第6号 ・評定に関する部分を開示すると、評価者が被評価者にとって不利益な評価の内容の記載を差し控える等、適正かつ率直な評価の記載がなされなくなり、適正な人事評価が行われなくなるおそれがある。 このような人事評価に基づいて人事管理が行われることとなると、公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成29年8月17日
諮 問 年 月 日	平成29年9月13日
諮 問 取 下 げ 年 月 日	平成30年5月29日

諮 問 の 概 要 (諮問第127号)	③不服申立て事案についての諮問
	「国民健康保険に係る経過記録及び録音データに記載された個人情報」の開示請求
実 施 機 関	福岡市長（博多区市民部保険年金課）
決 定 年 月 日	平成30年3月5日
非 開 示 理 由	第20条第6項 ・徴収事務等に関する情報であり、開示すると事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成30年5月24日
諮 問 年 月 日	平成30年6月20日
答 申 年 月 日	平成31年3月28日
答 申 内 容	実施機関が行った一部開示決定処分及び開示決定処分について、実施機関がなお非開示とすべきとしている部分のうち、次の部分については、開示することが妥当である。（「次の部分」は省略）
裁 決 年 月 日	—
裁 決 内 容	—

諮 問 の 概 要 (諮問第130号)	③不服申立て事案についての諮問
	「建築指導課あての文書に記載された個人情報」の訂正請求
実 施 機 関	福岡市住宅供給公社理事長（福岡市住宅供給公社保全課）
決 定 年 月 日	平成30年7月3日
訂 正 拒 否 理 由	・請求者が訂正を求めている内容は、その事実が明らかでなく、当該請求に理由があると確認することができないため。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成30年7月27日
諮 問 年 月 日	平成30年8月20日
答 申 年 月 日	平成31年1月30日
答 申 内 容	実施機関が行った訂正拒否決定処分は妥当である。
裁 決 年 月 日	平成31年2月27日
裁 決 内 容	棄却

諮 問 の 概 要 (諮問第132号)	③不服申立て事案についての諮問
	「精神通院（医療用）診断書に記載された個人情報」の利用停止請求
実 施 機 関	福岡市長（保健福祉局健康医療部精神保健福祉センター）
決 定 年 月 日	平成30年6月6日
却 下 理 由	・利用停止請求の理由に該当せず，不適法であるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成30年9月11日
諮 問 年 月 日	平成30年10月11日
答 申 年 月 日	—
答 申 内 容	(審議中)
裁 決 年 月 日	—
裁 決 内 容	—

諮 問 の 概 要 (諮問第133号)	③不服申立て事案についての諮問
	「精神通院（医療用）診断書に記載された個人情報」の訂正請求
実 施 機 関	福岡市長（保健福祉局健康医療部精神保健福祉センター）
決 定 年 月 日	平成30年6月25日
訂 正 拒 否 理 由	・訂正することが利用目的の達成に必要でないことが明らかであるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成30年9月26日
諮 問 年 月 日	平成30年10月24日
答 申 年 月 日	—
答 申 内 容	(審議中)
裁 決 年 月 日	—
裁 決 内 容	—

諮問の概要 (諮問第134号)	③不服申立て事案についての諮問
	「医療保護入院及び応急入院のための移送相談申込書等に記載された個人情報」の開示請求
実施機関	福岡市長（中央区保健福祉センター健康課）
決定年月日	平成30年8月9日
非開示理由	開示請求に係る保有個人情報を保有していないため。
不服申立て年月日	平成30年10月12日
諮問年月日	平成30年10月26日
答申年月日	—
答申内容	(審議中)
裁決年月日	—
裁決内容	—

諮問の概要 (諮問第138号)	③不服申立て事案についての諮問
	「国民健康保険に係る経過記録等に記載された個人情報」の開示請求
実施機関	福岡市長（博多区市民部保険年金課）
決定年月日	平成30年11月8日
非開示理由	一部開示決定 第20条第6号 ・徴収事務等に関する情報であり、開示することで事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 非開示決定 ・開示請求に係る保有個人情報を保有していないため。
不服申立て年月日	平成30年11月26日
諮問年月日	平成30年12月25日
答申年月日	—
答申内容	—
裁決年月日	—
裁決内容	—

諮 問 の 概 要 (諮問第139号)	③不服申立て事案についての諮問
	「国民健康保険に係る収納状況等に記載された個人情報」の開示請求
実 施 機 関	福岡市長（博多区市民部保険年金課）
決 定 年 月 日	平成31年2月1日
非 開 示 理 由	一部開示決定 第20条第3号 ・ 該当箇所は業務に使用するコマンドボタン並びにレイアウト等であり、開示することにより当該法人の権利や競争上の地位を脅かし、利益を害する虞があるため。 非開示決定 ・ 開示請求に係る保有個人情報を保有していないため。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成31年3月18日
諮 問 年 月 日	—
答 申 年 月 日	—
答 申 内 容	—
裁 決 年 月 日	—
裁 決 内 容	—

④について、平成30年度に審議会では処理したもの等の概要は表9のとおりです。

表9

諮 問 の 概 要 (諮問第128号)	④個人情報保護制度の運用に関する重要事項についての諮問
	介護保険に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の点検について
実 施 機 関	福岡市長（保健福祉局高齢社会部介護保険課）
諮 問 年 月 日	平成30年7月19日
答 申 年 月 日	平成30年8月7日
答 申 内 容	適合性及び妥当性の観点から審査した結果、その記載内容は保護評価指針に定める実施手順に適合し、妥当であると判断する。

諮 問 の 概 要 (諮問第129号)	④個人情報保護制度の運用に関する重要事項についての諮問
	住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の点検について
実 施 機 関	福岡市長（市民局総務部区政課）
諮 問 年 月 日	平成30年7月19日
答 申 年 月 日	平成30年8月7日
答 申 内 容	適合性及び妥当性の観点から審査した結果、その記載内容は保護評価指針に定める実施手順に適合し、妥当であると判断する。

諮 問 の 概 要 (諮問第136号)	④個人情報保護制度の運用に関する重要事項についての諮問
	地方税の賦課徴収に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の点検について
実 施 機 関	福岡市長（財政局税務部税制課）
諮 問 年 月 日	平成30年11月5日
答 申 年 月 日	平成30年11月29日
答 申 内 容	適合性及び妥当性の観点から審査した結果、その記載内容は保護評価指針に定める実施手順に適合し、妥当であると判断する。

諮 問 の 概 要 (諮問第137号)	④個人情報保護制度の運用に関する重要事項についての諮問
	国民年金に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の点検について
実 施 機 関	福岡市長（保健福祉局総務部医療年金課）
諮 問 年 月 日	平成30年11月14日
答 申 年 月 日	平成30年11月29日
答 申 内 容	適合性及び妥当性の観点から審査した結果、その記載内容は保護評価指針に定める実施手順に適合し、妥当であると判断する。

7 個人情報の取扱いに関する個人情報保護審議会への報告・照会・諮問等の状況

個人情報の取扱いについて審議会の意見を聴く場合は、「個人情報保護事務取扱要綱第24 個人情報の公益上の取扱いに関する事務処理」の定めるところにより行っています。

(1) 公益上の取扱いに関する基準に定める類型に該当する事案

個人情報の取扱いを行った後に、原則として審議会へ事後の報告を行うこととしています。報告があったものの概要については**表10**のとおりです。

表10

(報告事案98号) 取扱いの概要	今後の介護サービスの利用について病院と検討するために、家族が情報提供を求めたことから、資料を提供したもの。 なお、認知症により本人の同意を得ることが困難であり、家族へ提供を行った。
実施機関	福岡市長（東区保健福祉センター福祉・介護保険課）
報告年月日	平成30年4月16日
該当する基準の類型	【類型：3b】【区分：(2)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(イ)】
収集先（利用させる課）	東区保健福祉センター福祉・介護保険課
提供先（利用する課）	家族
(報告事案99号) 取扱いの概要	計量法第148条に基づく水道メーター立入検査及び水道メーター管理者への指導・啓発を実施するにあたり、該当施設及びその管理者の情報が必要となるため、福岡市水道局から電子データにより提供を受けたもの。
実施機関	福岡市長（経済観光文化局中小企業振興部総務課）
報告年月日	平成30年5月9日
該当する基準の類型	【類型：3a】【区分：(3)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア)②】
収集先（利用させる課）	福岡市水道局総務部営業企画課
提供先（利用する課）	経済観光文化局中小企業振興部総務課
(報告事案100号) 取扱いの概要	健康保険法第73条及び第78条、国民健康保険法第41条及び高齢者の医療の確保に関する法律第66条に基づき、九州厚生局が保健医療機関等への指導等を実施するにあたり、福岡市の被保険者の情報（サービス利用の有無）が必要となるため、提供したもの。
実施機関	福岡市長（保健福祉局高齢社会部介護保険課）
報告年月日	平成30年7月31日
該当する基準の類型	【類型：3b】【区分：(3)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア)①】
収集先（利用させる課）	保健福祉局高齢社会部介護保険課
提供先（利用する課）	厚生労働省九州厚生局監査指導課

(報告事案101号) 取扱いの概要	健康保険法第73条及び第78条、国民健康保険法第41条及び高齢者の医療の確保に関する法律第66条に基づき、九州厚生局が保健医療機関等への指導等を実施するにあたり、福岡市の被保険者の情報（サービス利用の有無と日数）が必要となるため、提供したものを。
実施機関	福岡市長（保健福祉局高齢社会部介護保険課）
報告年月日	平成30年7月31日
該当する基準の類型	【類型：3b】【区分：(3)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア)①】
収集先（利用させる課）	保健福祉局高齢社会部介護保険課
提供先（利用する課）	厚生労働省九州厚生局監査指導課

(報告事案102号) 取扱いの概要	健康保険法、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、九州厚生局が保健医療機関等への指導等を実施するにあたり、福岡市の被保険者の情報（介護給付費明細情報）が必要となるため、提供したものを。
実施機関	福岡市長（保健福祉局高齢社会部介護保険課）
報告年月日	平成30年9月10日
該当する基準の類型	【類型：3b】【区分：(3)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア)①】
収集先（利用させる課）	保健福祉局高齢社会部介護保険課
提供先（利用する課）	厚生労働省九州厚生局監査指導課

(報告事案103号) 取扱いの概要	福岡海上保安部が、G20福岡財務大臣・中央銀行総裁会議開催に係る海上警備のために、福岡市管理の小型船舶係留施設内の在泊船舶に関する資料提供等を求めたことから、情報を提供したものを。
実施機関	福岡市長（農林水産局水産部漁港課）
報告年月日	平成31年2月5日
該当する基準の類型	【類型：3b】【区分：(3)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア)②】
収集先（利用させる課）	農林水産局水産部漁港課
提供先（利用する課）	福岡海上保安部

(報告事案104号) 取扱いの概要	介護保険施設への入所手続のために、家族が情報提供を求めたことから、資料を提供したものを。 なお、認知症状があり本人の同意を得ることが困難であるため、家族へ提供を行った。
実施機関	福岡市長（保健福祉局高齢社会部介護保険課）
報告年月日	平成31年2月8日
該当する基準の類型	【類型：3b】【区分：(1)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア)】
収集先（利用させる課）	保健福祉局高齢社会部介護保険課
提供先（利用する課）	家族

(報告事案105号) 取扱いの概要	公共職業安定所における雇用保険失業等給付金（育児休業給付金）の支給関係業務を対象とした会計検査院の現地調査に伴い、公共職業安定所より給付金受給者に関する照会があったため、回答したものを。
実施機関	福岡市長（博多区保健福祉センター子育て支援課）
報告年月日	平成31年2月15日
該当する基準の類型	【類型：3b】【区分：(3)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア)①】
収集先（利用させる課）	博多区保健福祉センター子育て支援課
提供先（利用する課）	福岡東公共職業安定所，福岡西公共職業安定所

(報告事案106号) 取扱いの概要	傷病者の家族が、家族が救急搬送された際の救急報告書の提供を求めたことから、資料を提供したものを。 なお、本人は死亡しており、本人の同意を得ることが事実上不可能であるため、家族へ提供を行った。
実施機関	福岡市消防長（消防局警防部救急課）
報告年月日	平成31年3月19日
該当する基準の類型	【類型：3b】【区分：(2)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ウ)】
収集先（利用させる課）	消防局警防部救急課
提供先（利用する課）	家族

(報告事案107号) 取扱いの概要	傷病者の家族が、家族が救急搬送された際の救急報告書の提供を求めたことから、資料を提供したものを。 なお、本人は意識不明の状態であり、本人の同意を得ることが事実上不可能であるため、家族へ提供を行った。
実施機関	福岡市消防長（消防局警防部救急課）
報告年月日	平成31年3月25日
該当する基準の類型	【類型：3b】【区分：(2)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ウ)】
収集先（利用させる課）	消防局警防部救急課
提供先（利用する課）	家族

(2) 公益上の取扱いに関する基準に定める類型に準じる事案

個人情報取扱いについて、審議会会長の意見を聴くこととし、会長専決により処理を行うこととなっておりますが、平成30年度は該当がありませんでした。

(3) 上記の(1)(2)に該当しない事案

個人情報の取扱について、審議会へ諮問してその意見を聴くこととなっています。平成30年度に諮問があったものの概要については表12のとおりです。

表12

諮問の概要 (諮問第131号)	<p>福岡市が公募した「AI 実証実験事業」において、AI を活用したレセプト点検が提案されており、実施にあたってはレセプトデータの提供が必要となる。</p> <p>本実証実験はレセプト点検の効果的な手法について検討を行うための取組みであり、国民健康保険の医療費適正化にも寄与する公益性の高い事業であるため、実証実験のためにレセプトデータの目的外提供を行いたい。</p>
実施機関	福岡市長（保健福祉局総務部国民健康保険課）
諮問年月日	平成30年8月16日
答申年月日	平成30年9月11日
答申内容	<p>「国民健康保険レセプト点検自動化実証実験事業」を実施するにあたり、個人情報である診療報酬明細書（レセプト）データを当該事業提案者に提供することについては、レセプト点検の充実・強化及び国民健康保険の医療費適正化に寄与することから、公益上の必要性が認められるものと判断する。</p> <p>なお、個人情報の中でも特に適正な取扱いを必要とする傷病名等の医療情報を提供することとなるため、情報の提供等にあたっては、レセプトデータの受渡し方法や作業環境、作業に用いるパソコン・ネットワークのセキュリティ対策、事業従事者の管理等、個人情報保護及び情報セキュリティの観点に留意した厳格な取扱いを徹底すること。</p>
諮問の概要 (諮問第135号)	<p>介護保険法第76条に基づく監査の結果、訪問介護事業所の元従業員が、別の仕事にも就いていることが発覚し、実際に訪問介護を提供していない時間にも訪問介護費を請求されていたことが判明した。訪問介護を提供せず不正に請求していた介護報酬について、今後事業所に対し、関係法令に基づき返還請求を行う予定である。</p> <p>返還請求を行うにあたって、介護保険法に基づく監査のために取得した元従業員の勤務先等の情報を事業所へ提供することは、個人情報の目的外の提供にあたるが、本事案においては、事業所に元従業員の勤務先等の情報を提供することについて、公益上の必要性があると考えられるため、事業所に対し、元従業員の勤務先等の情報を提供してよいか。</p>
実施機関	福岡市長（保健福祉局高齢社会部介護保険課）
諮問年月日	平成30年11月6日
答申年月日	平成30年11月14日
答申内容	<p>元従業員の勤務先等の情報を事業所に提供することについては、公益上の必要性が認められるものと判断する。</p> <p>なお、個人情報の保護の観点に留意し、遺漏なきよう運用されることを要望する。</p>

8 個人情報の漏えい等の状況

平成30年度に報告された、個人情報の漏えい等の事案の件数は、表12のとおりです。

表12

(単位：件)

		漏えい等事案の件数							
		総件数	発生形態別						
			誤送付	誤交付	誤廃棄	紛失	ネット流出	盗難	その他
		82	42	15	0	10	0	1	14
規模別	1～5人	38	15	0	7	0	0	9	
	6～50人	4	0	0	2	0	0	1	
	51～100人	0	0	0	1	0	0	0	
	101～1000人	0	0	0	0	0	1	4	
	1001人以上	0	0	0	0	0	0	0	
	不明	0	0	0	0	0	0	0	

※ 発生形態がその他のうち、本市以外にも漏えい等の発生原因があると考えられるもの
郵便局の誤配 5件

(上記の主な内容)

- 平成30年5月 (紛失) 児童の名字・自宅町名等 16名分
・教諭が、家庭訪問中に児童16名の名字と自宅の町名、うち児童5名の自宅住所と保護者の電話番号が記載された家庭訪問表を紛失したものの。
- 平成30年9月 (その他) メールアドレス 104名分
・「福岡市消防局eメール119番」の登録者に対して、テストメールを送信した際に、「BCC」でメールを送信すべきところ、誤って「TO」で送信したものの。
- 平成30年10月 (その他) メールアドレス 126名分
・ワークショップの参加応募者に通知を送る際、「BCC」で送信すべきところ、誤って「TO」と「BCC」で送信したため、「BCC」の受信者が「TO」の受信者のアドレスを見ることができる状態になったものの。
- 平成30年11月 (その他) メールアドレス 256件分
・居宅介護事業所に研修案内を送信した際に、「BCC」で送信すべきところ、誤って「TO」で送信したものの。(事業所のアドレスだが、一部に個人宛のアドレスも含まれていた。)
- 平成31年2月 (紛失) 生徒の顔写真 60名分
・特別支援学校講師が、校内で授業の様子を撮影した際、生徒60名程度、約110枚の写真が記録された学校のデジタルカメラを紛失したものの。

6 平成31年3月 (その他) メールアドレス133件分

- 旧メールシステムから新メールシステムにアドレスを移行登録する際に、引き継ぎの方法を誤り、新システムの自分宛のアドレスに、関係者のアドレスを「CC」に入れて送信してしまったため、「CC」登録者に、他の登録者のアドレスが見える状態でメールが届いたもの。